

静岡県がんセンター局管理規程第3号

静岡県がんセンター局組織規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者  
がんセンター局長 内田 昭宏

静岡県がんセンター局組織規程の一部を改正する規程

静岡県がんセンター局組織規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(機関)			(機関)		
第3条 (略)			第3条 (略)		
2 静岡がんセンターに次の機関を置く。			2 静岡がんセンターに次の機関を置く。		
マネジメントセンター			マネジメントセンター		
経営努力室			経営努力室		
クオリティインプルーブメント室			クオリティインプルーブメント室		
病院			病院		
<u>(医療安全管理部門)</u>			<u>(医療の質管理・安全管理部門)</u>		
RMQC室 (医療の質・安全管理室)			RMQC室 (医療の質・安全管理室)		
(診療部門 (診療科))			(診療部門 (診療科))		
(略)			(略)		
<u>女性内科</u>			<u>乳腺腫瘍内科</u>		
(略)			(略)		
病理診断科			病理診断科		
(略)			<u>新規治療開発科</u>		
(略)			(略)		
(副院長等)			(副院長等)		
第13条 (略)			第13条 (略)		
職	機関	職務	職	機関	職務
(略)			(略)		
参事	<u>疾病管理センター及び事務局</u>	所掌事務中特定事項を処理する。	参事	事務局	所掌事務中特定事項を処理する。
(略)			(略)		

乳腺センター 長	病院	所掌事務中特 定事項を処理 する。			
-------------	----	-------------------------	--	--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この管理規程は、令和7年4月1日から施行する。